明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○農地法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四八）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件　一
○円借款の供与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三〇三）　二
○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関を登録した件（**厚生労働**三四五）　三
○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の代表者の氏名等を変更した件（**同**三四六）
○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録検査業者検査員研修機関等の代表者の氏名を変更した件（**同**三四七）
○作業環境測定法施行規則の規定により登録試験免除講習機関の代表者の氏名を変更した件（**同**三四八）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**一一八七～一一九二）
○保安林の指定を解除する件（**同**一一九三）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一一九四）
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**八八八）　六
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**防衛**一六九）
○道路に関する件（**関東地方整備局**三三八～三四〇）
○道路に関する件（**北陸地方整備局**八七、八八）
○道路に関する件（**中部地方整備局**一四九、一五〇）　七
○道路に関する件（**中国地方整備局**一五五）
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**五一～五三）

〔国会事項〕

官庁事項
沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　八

労　働
最低賃金の改正決定に関する公示
（秋田労働局最低賃金公示一、群馬同一、石川同一、静岡同一、大阪同一、島根同一、岡山同一、福岡同二）　八

〔人事異動〕

内閣府　財務省　八

〔官庁報告〕

官庁事項
適格機関投資家に関する公告の訂正、建設業の許可の取消処分関係　九

〔公　告〕

諸事項
官庁
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他　三〇

省　令

○農林水産省令第四十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第八号及び第五条第一項第七号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月五日

農林水産大臣　西川　公也

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第九号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の下に「又は全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項の規定による認可を受けた者」を、「が鉄道施設」の下に「（当該認可を受けた者にあつては、その認可に係るものに限る。以下同じ。）」を加える。

第五十三条第八号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の下に「又は全国新幹線鉄道整備法第九条第一項の規定による認可を受けた者」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。